

調査・研修等計画届出書

令和 4年 8月 1日

瀬戸市議会議長 様

議員名 新井 亜由美 

政務活動 として、下記のとおり調査・研修等を実施いたします。

記

期 日	令和 4年8月4日 (1日間)	
調査先・研修名	第46回議員の学校 「地方議会からみる真の子どもの政策とは」 子どもの権利条例を踏まえた自治体施策 ～こども基本法制定を受けて～	
会場名(会場所在地)	オンライン講座 (Zoom)	
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	研究者や先進的な自治体から、子どもの権利条約を踏まえた、子どもの権利に関する条例等の、歴史や制定までの過程、そして施行後の実態について学びます。 本市でも動き出している、瀬戸市子どもの権利条例の制定が、子どもの最善利益を保障するものとなるよう、今回の学びを担当課と共有し議会質問等にも活かしていきます。	
議長名の依頼	要・不要	依頼先(名称)
同行者名		

※行程表を添付してください。

調査・研修等報告書

令和 4年 8月 31日

瀬戸市議会議長 様

議員名 新井 亜由美 ㊟

政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施したので報告します。

記

期 日	令和 4年 8月 4日 (1日間)
調査先・研修名	第 46 回議員の学校 「地方議会からみる真の子どもの政策とは」 子どもの権利条例を踏まえた自治体施策 ～こども基本法制定を受けて～
会場名 (会場所在地)	オンライン講座 (Zoom)
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	研究者や先進的な自治体から、子どもの権利条約を踏まえた、子どもの権利に関する条例等の、歴史や制定までの過程、そして施行後の実態について学びます。 本市でも動き出している、瀬戸市子どもの権利条例の制定が、子どもの最善利益を保障するものとなるよう、今回の学びを担当課と共有し議会質問等にも活かしていきます。
調査先の事業の現状・課題 / 研修で学んだこと・キーワード等	
1. 子どもの権利条約総合研究所運営委員平野裕二氏の講義から (1) 主な課題は子どもの権利の周知を図ること 子どもの権利条約の採択・批准に関する世界の歴史、日本における様々な影響があったが、これから一番重視すべきことは「子どもの権利の周知」である。 2019 年発表のセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの調査によると、子どもの権利条約に関して「内容までよく知っている」と回答したのは、子ども 8. 9%、大人 2. 2%で、「聞いたことがない」と回答したのは、子ども 31. 5%、大人 42. 9%という結果が示すように、条約の存在そのものが知られておらず認知度は子どもよりも大人の方が低い。	

(2) 国連子どもの権利委員会からの勧告

日本は国連子どもの権利委員会からの勧告を繰り返し受けており、直近の2019年では、緊急措置をとるべき分野として下記が上げられている。

- ・差別の禁止
- ・子どもの意見の尊重
- ・体罰
- ・家庭環境を奪われた子ども
- ・リプロダクティブヘルス及び精神保健
- ・少年司法に関する課題

(3) 権利の視点から子どもの幸福度を考える

ユニセフ・イノチェンティ研究所「レポートカード」シリーズ

レポートカード16「子どもたちに影響する世界-先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か」(2020年)

次の3つの観点から先進国の子どもの状況を分析した。

- ・活動と人間関係から構成される「子どもの世界」
- ・ネットワークと資源を表す「子ども周辺の世界」
- ・政策と状況「世界一般」

日本の順位 身体的健康-子どもの死亡率、過体重・肥満の割合=1位
スキル-読解力・数学分野の学力、社会的スキル=27位
精神的幸福度-生活満足度の高い子どもの割合=37位

2. 多摩市子ども青少年部子育て・若者政策担当課長水野誠氏の実践報告から

(1) 市長公約

「多摩市に関わるみんなで子ども若者を誰1人乗り残さずに大切にする」

(2) 施策検討懇談会の開催(2019年11月~2020年8月)

「大人としてどうしたらよいのか?」検討し具体化するために6回開催し、条例制定が必要という結論に至った。

メンバーは学識経験者3名、子ども若者支援に関わる活動者3名

(3) 条例検討委員会(2020年9月~2022年1月)

全11回の開催で、メンバーは学識経験者4名、学校関係者3名、子ども若者の育成に係る地域活動を行う者6名、公募による市民3名。

(4) 議論に当事者である子どもを加えた

当初は「子ども」に議論が集中したが公募で募った市民の20代30代の

当事者が力を発揮した。

切れ目のない支援、失敗する権利、あきらめる権利もどう明文化して大切にするかの議論がされた。

オンラインで、子どもと若者を分けて開催、子どもと若者を交えて開催することで、どちらの回にも重要な気付き発見があった。

(5) 市議会への勉強会

条例案ができた段階で、市議会に対してまずは勉強会を行ってからパブコメを実施した。市議会は市民と意見交換をし、市民は議会と行政と意見交換をし、三者が協力し合えた。

調査先（主な質疑・応答内容） / 研修（受講後の感想）

国際条約である子どもの権利条約を批准した我が国が、それを実行するには相当な努力が必要である事は、国連子どもの権利委員会からの繰り返しの勧告があることから簡単に想像できた。

瀬戸市子どもの権利条例の制定に向けて動き出している本市での、検討は十分だったのか？新型コロナ感染症の拡大と重なり、十分に話し合いや議論ができなかったと言うことはないか、気になる点多々あった。

本市が、条例制定をすることにしたきっかけは、市が実施したアンケートによって子どもの権利が守られていない実態をつかんだことからであり、過去や現在、権利侵害されている子ども若者を直ちに救済するために、理念だけを掲げるのではなく実効性のあるものにしなければならない。

子どもたちが学ぶことよりもまず先に、大人が子どもの権利について学び、大人の意識や行動が子どもの権利侵害とならないよう変化することで、子どもの権利や最善の利益が守られる社会にすべきと感じた。

調査・研修の成果・考察

(瀬戸市への反映・自己の能力開発への寄与等)

近隣市町の条例と比較して不十分な点や疑問はないかを調査研究することで、実効性のあるものにしていく。

市役所、教育委員会、学校はもちろんだが、連携している組織、会議体との学習や連携の強化が必要である。

名古屋市では権利擁護委員会条例が設置されており、相談対応や活動報告が毎年度報告されているため参考にし、第三者機関として独立した活動を保障できる仕組みを早急に整備することを提案していきたい。

